

尼崎市人的資本経営実践モデル企業創出事業 仕様書

1 事業名称

尼崎市人的資本経営実践モデル企業創出事業

2 事業の目的

技術革新や市場のグローバル化が急速に進む現代において企業が持続的に競争力を維持し、環境変化に柔軟に対応するためには、従業員一人ひとりの知識、技能、経験、そしてモチベーションを最大限に引き出し、それらを組織の成長エンジンとして活用することが不可欠である。加えて、少子高齢化に伴う労働人口減少により労働市場の競争が激化する中、優秀な人材の確保と定着は経営上の喫緊の課題であり、社員一人ひとりが自らの成長を実感し、働きがいを感じられる環境を整えることで、これらの課題解決に資することを目的として実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 事業の内容

受注者は尼崎市（以下「市」とする。）が委託する、下記の事業について実施するものとする。

(1) キックオフセミナーの開催

市内の中堅・中小企業等を対象にセミナーを開催し、人的資本経営の重要性や取組への理解・共感を醸成するとともに、後述するプロジェクトへの参加を促す。セミナーの構成は、有識者による基調講演、先進事例の紹介（2社程度）、パネルディスカッションを含むことを想定すること。セミナー開催にあたっては、SNSやメールマガジン等を活用した効果的な広報を行い、参加者の誘客に努めること。なお、会場の手配は市が行う（シアター型50～70名規模想定）。

(2) 人的資本経営実践モデル企業の選定（4社程度）

一定の募集期間を設定したうえで、人的資本経営実践モデル企業創出プロジェクトへの参加企業（以下「プロジェクト参加企業」）を公募し、市との協議を経て決定する。公募に際しては、SNS等を活用した効果的かつ魅力的な広報を行う。

(3) インプットワークの実施（1回）

プロジェクト参加企業を対象に、先進企業の具体的な事例を基に、成功に至るまでのプロセスにおける成功・失敗事例、経営層と従業員との共通理解などに必要な手法を紹介するとともに、参加企業同士でそれぞれの企業の理想や課題を共有し合うワークショップを開催する。

(4) 先進企業への視察会の実施（1回）

人的資本経営を先進的に実践する市外企業を複数社訪問し、実際の業務現場や業務プロセスを直接確認することにより、プロジェクト参加企業が自社において展開可能な取組等について気づきを得る機会として視察会を開催する。視察会開催にあたっては、移動時間を活用した意見交換や相互理解を促進し、共感軸の形成および連携構築を図ること。

視察先の選定にあたっては、プロジェクト参加企業の業種、企業規模、取組内容等を考

慮の上、市と協議し決定するものとし、視察先との調整および全体行程の管理を行うこと。また、原則として公共交通機関により参加可能な場所で実施することとし、やむを得ず公共交通機関の利用が困難な場合には、受託者の責任においてハイヤー等の移動手段を手配すること。なお、当該費用は受託者の負担とする。

(5) アクションプラン策定ワークショップの開催（2回程度）

インプットワークおよび視察会を通じて得られた刺激や示唆、課題意識等を整理・言語化し、それらを踏まえて人的資本経営実践に向けたアクションプランを検討・策定することを目的としたワークショップを実施する。

(6) 成果報告会の開催

プロジェクト参加企業が本プロジェクトを振り返り、人的資本経営実践の意義や今後の方向性を社内で確認する場とともに、市内事業者や支援機関等に対し、人的資本経営の具体的な実践イメージや効果を共有し、取組への関心と機運を高めることを目的とした成果報告会を開催する。会場の手配は市が行う（シアター型 50～70名規模想定）。

成果報告会開催にあたっては、各プロジェクト参加企業による発表に加え、人的資本経営の知見を有する先進企業、専門家等から講評・フィードバックを受ける機会や、参加者間の意見交換や交流の時間を設けること。また、SNS やメールマガジン等を活用した効果的な広報を行い、参加者の誘客に努めること。

(7) 人的資本経営実践企業事例集の作成

市内において、働く人を大切にした経営や職場づくりに積極的に取り組んでいる企業を掲載する企業事例集を作成し、編集・印刷可能なデータを納品する。

事例集の掲載企業は、プロジェクト参加企業に限らず、市内企業の中から幅広く選定するものとし、掲載社数は 10 社程度を想定する。事例集は、各企業における取組内容や工夫、取組に至った背景、働く人や組織に生じた変化等を整理し、専門用語を可能な限り用いず、一般市民にも理解しやすい表現で構成する。あわせて、社員の家族や地域住民が手に取りやすいよう、写真主体の構成にするなどデザイン面で工夫すること。

(8) 付随業務

プロジェクト参加企業、講師、関係団体等との連絡調整・諸謝金の支出、イベント時の参加者管理や資料の印刷・配布、実施内容の進捗管理等のプロジェクトに付随する調整等の業務については、受託者が費用負担の上、主体となって行うものとする。

(9) その他

独自の提案を記載する場合は、提示する見積り額の範囲内で実施するものとする。

5 業務責任者との連絡

受託者は業務を実施するにあたり、委託者との連絡担当として、業務責任者を置くこと。

6 定例打合せ会の開催

委託者と受託者は、日程調整の上、定例打合せ会を開催すること。

7 報告義務

受託者は、委託業務の実施にあたり、事故が発生したとき、又はやむを得ない事由により委託業務を実施することができないときは、直ちに委託者へ報告し、委託者と対応について協議すること。

8 委託業務を実施する日及び時間帯

委託業務を行う日は、令和8年12月29日から翌年1月3日までの期間を除き、委託者が定める日とする。

9 提出書類（受注者との協議等に基づき詳細を決定・変更する。）

いずれも紙媒体及びデータで納入すること。

- (1) 実施体制図
- (2) 業務責任者
- (3) 業務従事者
- (4) 個人情報保護に関する受託者の誓約書及び従事者の確認書の写し
- (5) 業務を実施する作業場所及び作業場所においてのセキュリティ設備及び管理体制

10 支払方法

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括で支払う。

11 契約保証金

契約締結時に尼崎市契約規則に基づき所定の手続きを行う。

12 留意事項

(1) 再委託

受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。
本業務の一部を再委託するときは市の承認を得なければならない。

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。
イ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例48号）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を守らなければならない。
ウ 受託者は、個人情報の取扱等については、本仕様書によるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、尼崎市情報セキュリティ基本方針及び尼崎市情報セキュリティ対策基準、その他関連法令及び条例を遵守し、細心の注意をもって個人情報の厳格かつ適正な管理にあたらなければならない。

エ 受託者は、個人情報の管理にあたっては、漏えい、滅失、き損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

オ 個人情報の漏えい等の対策に対しては、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく損害賠償を求める場合がある。

カ 受託者は、本業務の履行に際して知り得た事項は、一切第三者に漏らしてはならない。
また、契約期間満了後又は解除された後及び職を退いた場合においても同様とする。

キ 受託者は、委託者の求めに応じて個人情報の取扱いについて報告すること。

(3) 業務実施上の条件

ア 委託契約金額には、本業務に係る必要の経費の一切を含むものとする。
イ 業務は、原則として土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分の間で行うこととする。ただし、協議により、これ以外とすることができます。
ウ 受託者は、業務に従事していない時間には、本業務のために常駐や待機する必要はない。

いが、電子メール等で速やかに連絡が取れるようにすること。

(4) 著作権等の帰属

ア 本業務に関する広報物（ホームページやSNSへの掲載物含む）について、当該著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属し、委託者が編集・加工して利用することを妨げないものであること。

イ 受託者は、委託者の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び19条を行使することができないものとする。

(5) その他

ア 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。

イ 本仕様に定めのない事項については、委託者および受託者（または関係当事者）間で協議の上、誠意をもって決定する。

ウ 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以 上